

「押し付け憲法」論 について考える

私たちの憲法は
どのように誕生したのでしょうか

今、「押し付け憲法」論のもと
改憲をしようとする動きがあります

でも、私たちには
憲法を改正する必要はありません
政府が憲法を守らないことが困るのです

今、必要なのは
主権者の私たちが
憲法にうたっている理想を
政府に実現させることです

あの戦争で亡くなったアジアの
二千万人以上の人々へ約束した
不戦の誓い

戦禍に傷ついた人々の
安堵と歓迎の中で実現した
日本国憲法

押し付け憲法論にだまされないために
憲法がどのように誕生したのか
人々のどんな望みが託されているのか
もう一度振り返ってみたいと思います

憲法は変えちゃ
だめよ。



こうして日本国憲法は生れた

『明治時代の自由民権運動の流れから』

日本国憲法はGHQ草案をそのまま受け入れさせられたと言われがちです。しかし、GHQ案が出来るまでに、また案が提示されてから日本国憲法として完成するまでに、明治時代から祖先たちが自由民権運動などを経験し、人権・自由などを学んで作りあげてきた考えが活かされています。現憲法に近い五日市憲法が、明治初期には市民の手で創られています。

※ GHQ草案に影響した憲法研究会案

戦後すぐに発足した憲法研究会が1945年12月27日に発表した「憲法案要綱」（資料1）は、GHQ草案に大いに影響を与えているといわれます。草案作成の指揮を取った民政局次長は憲法案要綱が国民に歓迎されているのを見て、「われわれが作る憲法と日本の憲法思想の最良なものとの間にギャップは存在しない」と語り、「仮に日本政府がこの案を受け入れないのであればGHQは、国民に直接公表する」とまで言っています。



※ 本当の民主国家を作らねば

憲法研究会のメンバーの一人の憲法学者鈴木安蔵は、治安維持法違反で逮捕投獄されました。自由にものが書けない苦しみ、投獄された経験があった鈴木は、昭和11年、植木枝盛の憲法草案（資料2）に出会いました。「民主国家を作ろう。自由の国家を作ろうと闘った祖先たちの気迫がこもっている」と語り、祖先伝来の伝統を生かして本当の民主国家を作らねばと強く願いました。

※ GHQ案に生存権を追加

憲法改正草案が昭和21年6月に帝国議会の審議にか

けられます。その中で、憲法研究会の一人である森戸辰男が修正案を提案して、草案には含まれていなかった生存権が追加されました。こうして掲げられたのが第3章第25条です。また、当時の学校の先生方や父母から、これからは中学校まで義務教育にしてほしいという請願があり、第26条②が出来上がりました。（p.6 参照）

※ 人類の英知が結実したのが日本国憲法

明治初期、自由民権運動の中で先人はフランス人権宣言、アメリカの独立宣言などから影響を受けています。つまり先祖たちは、人類が長い歴史の中で獲得してきた知恵に学んでいるのです。その結果が憲法研究会の「憲法案要綱」に結実したといえます。

したがって、私たちは憲法を考えるときには日本の歴史の中で考えると同時に、国際社会の中で位置づけなおしてみることがとても大切です。決して現憲法が占領下でアメリカから押し付けられたものではなく、地下水脈のように受け継がれてきたものが下地となって、日本国憲法が誕生したのです。

明治憲法の下で抑圧され、戦争に苦しんできた人々が、平和・人権の考えに共感し、歓迎されて制定されたのが日本国憲法です。

（資料1）

憲法研究会『憲法案要綱』

1945年12月27日発表8章58条



※ 根本原則（統治権）

日本国の統治権は日本国民より発する。

天皇は国政を自らせず、国政の一切の最高責任者は内閣とする。

天皇は国民の委任によりもっぱら国家的儀礼を司る。

※ 国民権利義務

国民は法律の前に平等であり出生または身分に基づく一切の差別はこれを廃止する。

国民の言論・学術・宗教の自由を妨げるいかなる法令も発布できない。

国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する。

国民は老年疾病その他の事情により労働不能に陥った場合、生活を保証される権利を有する。

男女は公的ならびに私的に完全に平等の権利を享有する。

民族人種による差別を禁ずる。

国民は民主主義ならびに平和思想に基く人格完成、社会道徳確立、諸民族との協同に努める義務を有する。

*経済

経済生活は国民各自にとって人間らしい健全な生活をさせることを目的とし、正義、進歩、平等の原則に適合する必要がある。

(資料2)

植木枝盛起草「東洋大日本国憲法」

1881年8編220条



第1編 国家大則および権限

第1条 日本国は日本国憲法に従ってこれを持す。

第5条 日本国家は日本各人の自由権利を殺滅する規則を作つて、これを行うことが出来ない。

第4編 日本国民および日本人民の自由権利

第42条 日本人民は法律上において平等である。

第49条 日本人民は思想の自由を有する。

第71条 政府の官吏が圧制をなすときは、日本人民はこれを排斥することが出来る。

第72条 政府が勝手気ままに国憲に背き、人民の自由を侵害し、建国の趣旨を妨げたとき、日本国民はこれを覆し滅ぼして、新政府を建設することが出来る。

改憲を主張している人たちの 発言から読み取れる本音は？

[インターネットで拡散されている各氏の発言]

◎第1次安倍内閣法務大臣 長勢甚遠氏

「憲法草案（自民党）というものが発表されました。私はあれに対して正直不満があります。一番最初にどう言っているかと言うと、国民主権、基本的人権、平和主義、これは堅持するといっているんですよ。この3つをなくさなければ本当の自主憲法にならないんですよ。

たとえば人権がどうだとか、平和がどうだとか言われたりすると怖気づくじゃないですか」

◎前防衛大臣 稲田朋美氏

「国民の一人ひとり、皆さん方一人ひとりが自分の国は自分で守るそして自分の国を守るためには血を流す覚悟をしなければならないのです。」

「国民の生活が大事な政治はですね、私は間違っていると思います。」

◎都知事 小池百合子氏

「本日、サンフランシスコ講和条約発効日である4月28日を主権回復記念日として祝日とする議員立法を総務会で承認し、衆議院に提出いたしました。祝日が多すぎるというなら、借り物の憲法記念日5月3日を祝日から外します。」

◎都民ファーストの会前代表 野田数氏

「日本国憲法の無効と大日本帝国憲法の復活」を請願。

発行：桜区平和を考える会

2017年8月15日

連絡先：kodaka@jca.apc.org

<http://space.geocities.jp/sakurakupeaceaction/spa-top.htm>

日本国憲法（抜粋）

1947年5月3日公布9章99条

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う